

基幹型臨床研修病院の指定取消しについて

1 概要

臨床研修病院の指定取消しについて、独立行政法人国立病院機構大分医療センターより申請があったため、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（通知）」に基づき、地域医療対策協議会へ報告するもの。

2 指定取消しの取扱いについて

臨床研修病院の指定取消しの取扱いについては、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（通知）」において、以下のとおり示されている。

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（通知）

第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

1 6 臨床研修病院の指定の取消しの申請

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の取消しの申請

基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書（様式 A - 13）を都道府県知事に提出しなければならないこと。

(2) <略>

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)の申請があった場合において、当該臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消すことができること。

2 5 臨床研修に関する地域医療対策協議会

(3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
カ 臨床研修病院の指定や取消しに関すること。

3 申請の概要

①申請医療機関：独立行政法人国立病院機構大分医療センター

②申請理由：2年以上研修医の受け入れがないため。

※協力型臨床研修病院としての指定は継続

③指定取消しを受けようとする期日：令和 8 年 3 月 3 1 日

4 方針

当該医療機関には、基幹型臨床研修病院として現に受け入れている研修医はおらず、令和 8 年 3 月 3 1 日をもっての指定取消しにより研修医が不利益を被る事態は生じないことから、特段の措置を必要とせず、申請どおりの期日をもって指定を取消すこととしたい。

令和 8 年 2 月 27 日

都道府県知事 殿

病院名 独立行政法人国立病院機構
大分医療センター
開設者 独立行政法人国立病院機構
理事長 新木 一弘

臨床研修病院指定取消申請書

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 14 条及び「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発 0612004 号厚生労働省医政局長通知）」第 2 の 16 の規定に基づき、以下のとおり臨床研修病院の指定の取消しを申請いたします。

病院名：独立行政法人国立病院機構大分医療センター	
指定の取消しを受けようとする理由： 2 年以上の研修受入れがないことから、基幹型臨床研修病院の指定取消しを申請する。なお、協力型臨床研修病院としての指定は継続したい。	
指定の取消しを受けようとする期日	令和 8 年 3 月 31 日
同時に新規指定申請を行う場合は、新たに指定を受けようとする期日	年 月 日
現に臨床研修を受けている研修医がいるとき：	
○研修医数（1 年次 名、2 年次 名）	
○上記の研修医に対する措置	
臨床研修を受ける予定の者がいるとき：	
○予定数（1 年次 名、2 年次 名）	
○上記の者に対する措置	

- (注) 1 必要がある場合には、続紙（様式自由）に記載して添付すること。
2 「病院名」欄については、基幹型臨床研修病院は、臨床研修協力施設とともに臨床研修を行っている臨床研修協力施設の名称も併せて記入すること。臨床研修病院群により臨床研修を行っている場合には、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院の名称を併せて記入すること。
3 「上記の研修医に対する措置」欄については、引継ぎを行う臨床研修病院や研修医の処遇等について可能な限り具体的に記載すること。
4 新たな指定申請を伴う取消申請の場合は、取消申請と新たな指定申請を合わせて提出することが望ましいこと。